

以下の内容は、仙台市が平成23年7月15日付けで発行した「生活支援情報（第12号）」から転載したものです。

震災対応市税コールセンターを開設しました

○震災で土地や住宅、家財などに損害を受けた方は、固定資産税や市県民税が減免になる場合があります。詳しくは、専用コールセンターにお問い合わせください。

■電話番号=022-723-1596

■開設期間等=10月28日までの平日※午前8時半～午後5時
※7月30日（土曜日）は開設します。

■相談内容=市税の減免に関する各種お問い合わせ

(1)東日本大震災に係る市税の減免等

①固定資産税・都市計画税

固定資産に損害を受けた場合の減免、津波により被害を受けた区域として市長が指定する区域内の課税免除、平成24年度以降の適用となる「被災代替住宅用地の特例」などの震災特例

②市県民税

住宅または家財に被害を受けた場合の減免

(2)一般的な問い合わせ

市税のあらまし、納期限の特例など



発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人 阿部一彦

定価 500円/年

■問い合わせ

震災対応市税コールセンター TEL723-1596

後期高齢者医療窓口負担の免除について

○後期高齢者医療制度の対象者（①75歳以上の方、②65歳～74歳で一定の障害があり、制度に加入されている方）で、震災により次のいずれかに該当する方は、平成24年2月末までの間、医療機関の窓口で支払う一部負担金が免除されます。7月から免除証明書の提示が必要となりますので、交付申請をしてください。

■対象

- ①住家が全半壊、全半焼した方
- ②主たる生計維持者が死亡し、重篤な傷病を負い、または行方が不明の方
- ③主たる生計維持者が業務を休廃止し、または失職し現在収入がない方
- ④原子力災害対策特別措置法の規定による避難、退避の指示対象等となっている方

★震災後、上記に該当する方で、医療機関窓口で一部負担金を支払われた場合は、必要書類を添えて返還の申請をすることができます。

★保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が減免される場合がありますのでご相談ください。

■問い合わせ	区役所保険年金課・総合支所保健福祉課		
青葉区役所	TEL225-7211	泉区役所	TEL372-3111
宮城野区役所	TEL291-2111	宮城総合支所	TEL392-2111
若林区役所	TEL282-1111	秋保総合支所	TEL399-2111
太白区役所	TEL247-1111		

津波により農地に漂着したがれきを撤去しています

- 市では、東北地方太平洋沖地震の津波により農地に漂着したがれきの撤去を7月1日から始めています。
- 甚大な被害を受けた東部地域の農家の方々の1日も早い復興に向け、できるだけ速やかに作業を進めてまいります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■撤去の実施地区

区	地区(大字)名
宮城野区	福室、岡田、蒲生
若林区	六丁目、荒井、荒浜、下飯田、今泉、三本塚、二木、井土、種次、藤塚
太白区	四郎丸

★作業予定などは、前もって、おおむね1週間単位で市ホームページや、宮城野区・若林区の各避難所、JA仙台の支店(高砂、七郷、六郷、中田)と中央営農センター、仙台東土地改良区に掲示してお知らせします。

★作業は、本年度末までに終える予定です。

■撤去の対象

津波浸水地域の農地(田・畑)約1,800ヘクタール、農道、農業用水路に漂着した「建築物等の残がい」や「流木」などがれき、自動車など。

■撤去の進め方

- (1)撤去作業は、おおむね西側から東側に向かって、重機を使用して進めます。
- (2)撤去作業で農地を傷めないよう慎重に作業を行います。
- (3)自動車や農業機械(トラクター、コンバインなど)は、事前に張り紙により告知の上、仮置き場などに一時移動し、ナンバーのあるものは所有者の確認手続きを行います。

■作業の立ち会い

大型重機を用いての作業となるため、作業中の立ち会いは不要です。なお、立ち会いを希望される場合は、安全確保のため、現場の市職員や現場作業員の指示に従ってください。

■堆積土砂等の撤去

作業地域内の農地に堆積している土砂などは、がれき撤去が終了したのち、撤去を開始する予定です。

■問い合わせ
農林土木課 TEL214-8543

被災自動車を保管しています

- 津波により市が管理する道路上および宅地等(農地を含む)に流された自動車を、一時保管しています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
被災自動車専用ダイヤル TEL722-9688
(開設時間は午前9時~午後7時)

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します

避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤル TEL214-3805にご連絡ください。